

# 講習会を受講されるみなさまへ大切なお知らせ

## 「許可等に関する講習会のご案内」ならびに問合せ先等について

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「講義」はインターネットを活用して各自で自宅等からパソコンを活用してオンライン受講し、「試験」は会場に会場に来て受験する2段階形式による講習会を開始するとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

詳細は、別紙①をご覧ください。

2. 今回の講習会は紙の申込書（受講の手引き）を使った郵送の申込はできません。

Web 申込限定となります。（令和3年4月1日（木）より受付開始）

講習会の申込方法、Web 操作方法、全国の日程など全てのお問い合わせは下記実施機関（JWセンター）へお願いいたします。

（公財）日本産業廃棄物振興センター（JWセンター）

TEL 03-5275-7115

3. 更新許可手続きについては、コロナ禍でやむを得ず受講できない方へ現在の柔軟な対応が継続されるということです。別紙②申出書をご利用ください。

詳しくは、下記の許可申請書類提出窓口にお問い合わせください。

### <香川県の許可申請についての問合せ先>

東讃保健福祉事務所環境管理室 担当区（高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡、県外）

〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田 930-2 TEL：0879-29-8273

小豆総合事務所環境森林課 担当区（小豆郡）

〒761-4121 香川県小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL：0879-62-2731

中讃保健福祉事務所環境管理室 担当区（丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡）

〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9966

西讃保健福祉事務所環境管理室 担当区（観音寺市、三豊市）

〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目 3-18 TEL：0875-25-6431

<高松市内のみで処理業を行う場合> 高松市環境局環境指導課

〒760-0080 香川県高松市木太町 2282-1 環境業務センター内 TEL：087-839-2380

なお、当協会のホームページ（<http://www.kagawa-sanpai.or.jp/>）のお知らせ欄には、行政や協会からの様々な新しい情報を掲載しておりますので、是非、ご覧いただき、ご活用ください。

香川県で開催される許可等に関する講習会（暫定講習会）日程表

開催日	開始時間	許可区分	会場	定員
2021.09.28(火)	9:50	更新処分運搬課程 (同時受講)	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	40
2021.09.28(火)	13:30	更新処分運搬課程 (同時受講)	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	40
2021.09.28(火)	9:50	更新処分運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	40
2021.09.28(火)	13:30	更新処分運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	40
2022.01.27(木)	9:50	特別管理責任者	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75
2022.01.27(木)	13:30	更新収集運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75
2022.01.28(金)	9:50	新規収集運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75
2022.01.28(金)	13:30	更新収集運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75
2022.03.09(水)	9:50	更新収集運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75
2022.03.09(水)	13:30	更新収集運搬課程	ホテルパールガーデン (旧ウエルシティ高松) (2F 讃岐)	75

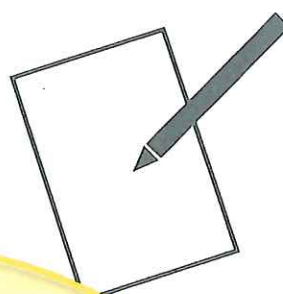
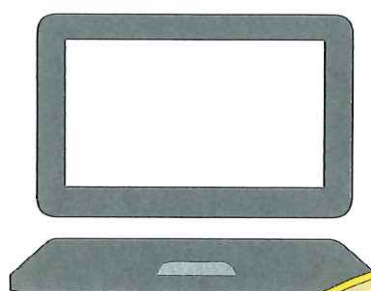


2021年度

(4月1日から受付開始)

## 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の 許可申請に関する講習会(新規・更新)

## 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会



オンライン講義+会場試験の  
2段階形式の講習会

お申込みは **JWセンター 講習会** で **検索**

<https://www.jwnet.or.jp/>

お申込みはパソコンからのみ受け付けております。

# 受講課程と受講料

## ■処理業者

### 新規許可講習会の種類

Web申込割引を適用

課程名	対象者	許可申請の種類	受講時間 (時)	受講料 (税込)
A 産廃の 収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可 を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	11.5	30,500円
B 産廃の 処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受け ようとする方	<産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	18.5	48,700円
C 産廃の 収集・運搬と処分課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可と 処分業の許可の両方を受けようと する方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	20.5	68,100円
D 特管産廃の 収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬 業の許可を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物収集・運搬業> <産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	16.5	46,600円
E 特管産廃の 処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許 可を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物処分業> <産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	24	68,800円
F 特管産廃の 収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運 搬業の許可と処分業の許可の両 方を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	27	98,900円

### 更新許可講習会の種類

Web申込割引を適用

課程名	対象者	許可申請の種類	受講時間 (時)	受講料 (税込)
G 産廃又は特管産廃の 収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物収集・運搬業の許可の更新 を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業> 更新許可/変更許可	5	19,900円
H 産廃又は特管産廃の 処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物処分業の許可の更新を受け ようとする方	<産業廃棄物処分業> <特別管理産業廃棄物処分業> 更新許可/変更許可	9	25,200円
I 産廃又は特管産廃の 収集・運搬と処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物収集・運搬業、処分業の許 可の更新を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 更新許可/変更許可	10.5	38,800円

## ■排出事業者

### 特別管理産業廃棄物管理責任者

Web申込割引を適用

課程名	対象者	廃棄物処理法施行規則 関係条文	受講時間 (時)	受講料 (税込)
J 特別管理産業廃棄物管理 責任者に関する講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しよ うとする方	規則8条の17第2号	5.5	13,800円
K 医療関係機関等を対象に した特別管理産業廃棄物 管理責任者に関する講習会	医療関係機関等における特別管理産業廃棄物管理責 任者の資格を取得しようとする方	規則8条の17第1号	5.5	13,800円

## 申込み推奨環境

### パソコンの推奨環境等

OS	Windows8.1 10
ブラウザ	Internet Explorer 11.0 Google Chrome Mozilla Firefox Microsoft Edge
メールアドレス	お支払い方法、受講決定のお知らせメール受信等のために必要です。

※詳細はホームページからご確認ください。



# 申込から試験までの流れ

## Step 1

顔写真データ、メールアドレスを準備する



お申込みには顔写真データ（画像ファイル）、メールアドレスが必要です。お申込み操作を始める前にデジタルカメラやスマートフォンで撮影してご準備ください。

・下段の「顔写真データの準備」を参照ください。

## Step 2

インターネットで講習会を申込み



修了試験を受ける日程・会場を選んで申込みをします（申込みにはパソコンが必要です）。

- ・受講者の氏名、生年月日等の情報を入力します。
- ・受講者の顔写真を登録します。
- ・受講料を支払います（銀行振込、コンビニ払い、クレジットカード）。

URL <https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

## Step 3

インターネットで講義動画を視聴して受講する

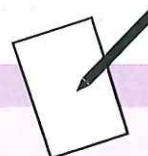


テキストを受け取り、マイページ（受講者専用ページ）から、講義動画を視聴して受講します。講義動画は、決められた日時に開始するものではありません。試験日までいつでも何度でも受講できます。

また、受講番号とパスワードがあれば、申込みした時に使用したパソコン以外のパソコンからもマイページへログインできますので、会社や自宅等、ご都合の良い場所で受講することが可能です。

## Step 4

試験会場で修了試験を受ける



申込みの時に指定した試験日に会場で修了試験を受けます。

約3週間後に修了証を簡易書留により受け取ります（不合格の場合は再試験の案内が送付されます）。

### 申込みの前に

### 顔写真データの準備

顔写真データ（画像ファイル）は決められた規格ファイル以外は登録できません。

ファイル形式：JPEG形式 サイズ：縦832ピクセル×横640ピクセル

以下のどちらかの方法で画像ファイルを作成して、事前に申込みを行うパソコンに保存してください。

#### 画像切り取りアプリで自分で作成する

JWセンターホームページからダウンロードできる「画像切り取りアプリ」を使用すれば、簡単な操作で、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した顔写真データを加工できます。

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/application/photo.html>

#### 作成をJWセンターに依頼する

次のメールアドレスにデジカメやスマートフォンで撮った顔写真データをお送りください。加工して返送します。 メールアドレス：photo@jwnet.or.jp



# 受講課程と受講料

## ■処理業者

### 新規許可講習会の種類

Web申込割引を適用

課程名	対象者	許可申請の種類	受講時間 (時)	受講料 (税込)
A 産廃の 収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可 を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	11.5	30,500円
B 産廃の 処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受け ようとする方	<産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	18.5	48,700円
C 産廃の 収集・運搬と処分課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可と 処分業の許可の両方を受けようと する方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	20.5	68,100円
D 特管産廃の 収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬 業の許可を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物収集・運搬業> <産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	16.5	46,600円
E 特管産廃の 処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許 可を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物処分業> <産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	24	68,800円
F 特管産廃の 収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運 搬業の許可と処分業の許可の両 方を受けようとする方	<特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	27	98,900円

### 更新許可講習会の種類

Web申込割引を適用

課程名	対象者	許可申請の種類	受講時間 (時)	受講料 (税込)
G 産廃又は特管産廃の 収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物収集・運搬業の許可の更新 を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業> 更新許可/変更許可	5	19,900円
H 産廃又は特管産廃の 処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物処分業の許可の更新を受け ようとする方	<産業廃棄物処分業> <特別管理産業廃棄物処分業> 更新許可/変更許可	9	25,200円
I 産廃又は特管産廃の 収集・運搬と処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物収集・運搬業、処分業の許 可の更新を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 更新許可/変更許可	10.5	38,800円

## ■排出事業者

### 特別管理産業廃棄物管理責任者

Web申込割引を適用

課程名	対象者	廃棄物処理法施行規則 関係条文	受講時間 (時)	受講料 (税込)
J 特別管理産業廃棄物管理 責任者に関する講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しよ うとする方	規則8条の17第2号	5.5	13,800円
K 医療関係機関等を対象に した特別管理産業廃棄物 管理責任者に関する講習会	医療関係機関等における特別管理産業廃棄物管理責 任者の資格を取得しようとする方	規則8条の17第1号	5.5	13,800円

## 申込み推奨環境

### パソコンの推奨環境等

OS	Windows8.1 10
ブラウザ	Internet Explorer 11.0 Google Chrome Mozilla Firefox Microsoft Edge
メールアドレス	お支払い方法、受講決定のお知らせメール受信等のために必要です。

※詳細はホームページからご確認ください。

## 申出書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会を新型コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず受講できなかったことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第4号及び第10条の4第2項第6号（これらの規定を規則第10条の12第2項及び第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む）に規定する、「当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類」を申請書に添付することができません。

当該講習会を受講できる状況になりましたら、速やかに受講し、講習会修了証を提出します。

年 月 日

香川県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

## 別紙

### 許可申請書類の提出窓口

○ 香川県へ申請する場合の窓口

香川県東讃保健福祉事務所環境管理室

〒769-2401 香川県さぬき市津田町津田 930 番地 2

TEL 0879-29-8273

担当区 (高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡、県外)

香川県小豆総合事務所環境森林課

〒761-4121 香川県小豆郡土庄町瀨崎甲 2079 番 5

TEL 0879-62-2731

担当区 (小豆郡)

香川県中讃保健福祉事務所環境管理室

〒763-0082 香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番

TEL 0877-24-9966

担当区 (丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡)

香川県西讃保健福祉事務所環境管理室

〒768-0067 香川県観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号

TEL 0875-25-6431

担当区 (観音寺市、三豊市)

《産業廃棄物処理施設 (最終処分場、焼却施設) を設置する場合》

香川県環境森林部廃棄物対策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

TEL 代表087-831-1111

直通087-832-3226

FAX 087-831-1273

○ 高松市へ申請する場合の窓口

(高松市内で積替え保管を行う場合、高松市内のみで処理業を行う場合のみ該当)

高松市環境局環境指導課

〒760-0080 香川県高松市木太町 2282 番地 1

TEL 087-839-2380

FAX 087-837-1458